

▲令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

[会社名・事業者ID] 〇〇〇〇建設 株式会社

[事業所名・現場ID] △△△△△△作業所

一号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第百十九号）別表第一の二の表の特定技能一号の在留資格を決定された者。が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を〇で囲む。	出国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第百十九号）別表第一の五の上欄の在留資格を決定された者であつて、国土交通大臣が定めるもの（以下「外国人建設就労者」という。が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を〇で囲む。	出国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第百十九号）別表第一の二の表の技能在留資格を決定された者（以下「外国人技能実習生」という。が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を〇で囲む。
--	---	---

《下請負人に関する事項》

[illegible]

注意

1. 説明書きの後に(※)印がある場合について、置かない場合は記載不要。
2. 「権限及び意見の申出方法」欄は、建設業法では相手方に対して通知することになっているため、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載した上、書面を添付。これによらない場合は、具体的に記載。
3. 各保険の適用を受ける営業所について
 - ・届出を行っている場合には「加入」
 - ・行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」
 - ・従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
4. 事業所整理番号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理番号及び事業所番号を記載。元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は下請契約の欄に「同上」と記載。
5. 事業所整理番号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理番号及び事業所番号を記載。元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は下請契約の欄に「同上」と記載。
6. 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は、下請契約の欄に「同上」と記載。
7. 添付書類（建設業法施行規則第14条の2第2項）
 - ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し
 - ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
 - ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し